

意見陳述書

2013年1月29日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告 安西 賢二
(真宗大谷派 松山 専念寺住職)

このたび伊方原発運転差し止め訴訟の、呼びかけ原告のひとりとして、意見陳述をいたします。

私は真宗大谷派、東本願寺を本山とし、親鸞を開祖とする一末寺を預かる寺の住職を致しております。

震災、原発の大事故からすでに2年が経過しました。あの3月11日、東北地方を襲った地震・津波のニュース報道に私は釘付けになりました。ただ大震災の衝撃的な画像報道もさることながら、その後の福島第一原発の、全電源喪失・メルトダウン・爆発・放射能汚染と、事故が次第に深刻化していく様に、これから何が起こるのか、これから先、日本の未来はどうなるのか、恐ろしくなりました。今なお人々は被曝し国土、海は汚染され深刻さは増え続けています。一方、日本のこれまでの原子力政策の虚偽が次々と暴かれ、国民は真実からいかに遠ざけられていたか、その実態も明らかになりました。しかし伊方原発のある愛媛では、福島事故などなかったかの如く、なぜか静かです。

私たちは福島で起こった破局的事故が終息していない現実を忘れてはなりません。事故直後、大手メディア（新聞・TVなど）のニュースからは、事故について「想定外の事故」とか、「ただちに人体に影響を与えるものではない」というアナウンスが流されていました。事故を過小に評価しようとする原発の「安心安全神話」にしがみついたような発言です。この繰り返しは後になって人々がパニックになるのを恐れてと弁解していました。しかし真実が隠されることによって、無用の被曝者を生みました。政府、東電の一方的情報に不信をもった私は、事故から数ヶ月間は大手メディアによらず、1986年のチェリノブイリ事故当時には今日ほど普及していなかった、ネット情報によって、原発推進派と言われている人たちも含め、様々な分野の専門家の主張を簡単に手にすることができました。書店には突如原発関係の本や雑誌が溢れ、私も多くを手にしました。

今回の福一の事故の政府、東電の情報の隠蔽と騙しが、過去の原発の実態も含めこれまで以上に、またそれがリアルタイムで顕わになりました。例えば東大大学院教授で内閣官房参与だった小佐古敏荘氏は、これまで年間1ミリシーベルト以下だった安全基準を、事故後には、20ミリまで基準を引き上げるといふ政府基準に対し「受け入れがたい」として辞任しました。政治的基準への容認は学者生命の終わりとして決断したのです。もともと原発裁判では国側の証人として原発の安全性を証言した専門家であったと聞きます。事故後に安全基準を変えるなど、ご都合主義に墮した棄民政策以外の何ものでもありません。

一方、福島県から放射線健康リスク管理アドバイザーとして招聘された被曝医療の専門家とされる山下俊一氏は「基準を決めたのは国。私は日本国民の一人として国の指針に従う」と講演で語ったそうです。自らの専門分野の知見も、所詮は国策に奉仕する道具でしかなかったことをこれほどあからさまに暴露した言葉を聞いたことがありません。身を国家の意向に丸投げする思想、他者にも犠牲を強制してはばからない日本の精神風土。これは正しく日本人の精神を蹂躪し続けている靖国思想そのものです。靖国思想とは戦死という究極の国策の犠牲者である戦没者を、偉業とたたえ、国がその責任から逃れる犠牲のシステムをいいます。

私が原告となった動機の一つは、人間一人ひとりの命よりも、国家利益優先、巨大利権のためには幾ばくの犠牲があっても、やもう得ないとする原発差別容認の隷属の思想から自立したい、少なくとも賜った命は、自らの意思によって全うしたい、そんな思いからでした。

私は住職になってからこれまで、国家の宗教への介入の問題、日本における政教分離問題や宗教教団の戦争責任問題を自らの課題としてきました。

今から30年前になりますが、1982年松山地裁に提訴し、1997年4月最高裁大法廷において住民側が全面勝訴判決を勝ち得た裁判がありました。愛媛玉串料裁判です。この時私は原告団長として、また一人の宗教者として関わってきました。戦争という究極の国策に翻弄され、非業の死を遂げた戦没者遺族。国策の犠牲となった戦没者を、お国に奉仕した尊い「英霊」と美化することによって成り立つ仕組みの靖国神社。この戦争遂行の国策サイクルには、靖国神社など日本人の体質にまでなった民族的宗教意識が利用されたと言われていました。

わが教団も、明治以来のこの国策なる植民地化や侵略戦争に積極的に加担した罪を抱えています。現在教団に身を置くものとして、私は今日まで、靖国神社の問題というよりも、国策としての戦争に対し、陰に陽にそれを支え、お国のやることに身を任せ、本音を隠し批判しないことをよしとしてきた日本人の生き方、体質は、今回の事故に遭遇してもあまり変わっていないのではないかと思うようになりました。

戦後の国家経済体制の形成は、戦前と同様に国民の「お上」意識をテコに、ひたすら経済成長を目指しました。原発設置をまさに国策として、国民を安全神話で押さえ込み、金と力で順応させてきました。戦前の物理的暴力が、経済的暴力に変わっただけと言っては言いすぎでしょうか。親鸞はこの世を（真なき国）とし、著書『教行信証』において「魔は煩惱(ぼんのう)によって菩提(ぼだい、道を求める心)を妨ぐるなり。鬼(き、悪霊)は病(びょう)、悪(あく)を起こす、命(みょう)根(こん)、慚愧(ざんき)の心を奪う」と言い当てています。

原発の平和利用を掲げた国の原子力政策。その嘘は破綻しました。しかし原子力政策に変化が到来したでしょうか。なんと福一の事故後の2012年6月、政府は核政策の大綱である「原子力基本法」を改訂しました。その基本方針としてプルトニウムの蓄積や、ミサイルに軍事転用できる技術開発など含め、原子力について「我が国の安全保障に資することを目的として行う」と原発事故後においてもなお、核の軍事利用の継続を「原子力基本法」の改訂であらわに示しました。

「知らしむべからず、依らしむべし」という国策としての戦争への意思は、過去の出来事ではありませんでした。かつて広島長崎の原爆によって終結した戦争であるにもかかわらず、戦後においても、かつての富国強兵の強兵を隠し、富国になるべく、原子力政策を国策とすることに変わりないというのです。40年前の外務省（当時）の内部文書によれば「核兵器については・・・核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャル（能力）は常に保持するとともに、これに掣肘を受けないように配慮する。又、核兵器一般についての政策は、国際政治、経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発する」との国の指針を示す文書が既に存在しているのです。これだけでも原発政策と軍事目的とが密接不可分の関係にあることがよくわかります。原発は日本経済の推進を表に掲げ、裏では軍事目的を兼ねて推進されてきたのです。

このことは、第一回の意見陳述で原告代理人の河合弘之弁護士が「原子力村相関図」において、政府官僚とその巨大利権構造を明らかにしました。まさに原発は国策として推進され、日本人はその構造にいつの間にか完全に組み込まれていたのです。

福島事故以前から原発の安全神話はとっくに崩壊していました。しかも政府官僚は、破綻した核燃料サイクルをはじめ、原発廃炉後の処置すら指針を明確にできないでいます。福一の破局的事故を体験してなお、経済的暴力によって再稼働を促したり、国が安全というならば許容するという発言が経済界や行政の立場からだけでなく、一部の市民からも出るようになり、暗澹たる思いになります。

原子力に関する専門的・科学的なことは、私は素人です。しかし3.11以降、「原子力ムラ」と言われる巨大利権構造についての仕組みとともに安心安全な原発など存在しない、有り得ないということはよくわかりました。

今回の事故を大手メディアはどのように伝えたか。「大本営発表」さながらの国策優先報道ではなかったでしょうか。メディアの増幅機能の発揮です。これまでの原発報道では、しばしば政府東電に追従した事故隠しや情報誘導キャンペーンが指摘されてきました。国民への安全神話形成など記者クラブ制度が結果的に加担していたとも言われています。しかも福島原発の破局的事故に遭遇してなお、深刻化する子供たちへの放射線被曝をはじめ、その実態と未来への危機があまり報道されません。さらに再稼働すれば膨大な放射能ゴミを出さずにおかない、最終処分の道も決まらないまま危険に目を瞑り動かすことなど正気の沙汰とは思えません。伊方原発などの再稼働を求める動きがあるというのは、原発がかつての富国強兵の国策から、国民が未だ解放されていないのではないかと感じてしまいます。国民第一の国家の機能が、病んでいるとしか思えません。自らのいのちを差し出してまで原発の電気は必要なのでしょうか。子供たちや未来のいのちまでも危険に晒して原発は稼働させねばならないものなのでしょうか。いのちを危険に晒してまで得なければならない利益とはなんなのでしょうか。これは人間倫理の問題です。

再稼働について権限のある中村愛媛県知事は安全性が確保されれば国の方針に従う、つまり国策に従う発言を繰り返しています。事故を起こさない原発、災害に遭遇しない原発など、地震列島のこの日本においては絶対にありえません。県民のいのちの安全を最優先するのが知事の責務である以上、国家主権でなく明確に国民主権の道を選ぶべきでしょう。

私たちが戦後の国策において何を獲得し、どのような生活をしてきたか、その結果何が見えなくなり、何を失っていたのか。原発再稼働を推進する利益共同体のかつての「そら言、」によって支えられ得られた「豊かさ」なるものの内実が、何だったのか問い直すときではないでしょうか。今、まさに自ら選択が迫られている問題でもあると思います。

昔ある障害者が「障害は不自由ではあっても不幸ではない」と言ったことばを思い出します。浄土真実を掲げ、この世を穢土して生きる、いち宗教者として、これから何を発信しなければならないのか、何ができるのか自問自答せざるを得ません。現時点での選択の一つが、命を奪う原発、自らの足下にある伊方原発を止め、全廃炉を求めることが緊急事項だと思います。

伊方原発に関しては既に先行する訴訟として文字通り地元住民による「設置許可取消裁判」（1978年）がありました。その時私は結局他者としての「地元」という認識しか持ち得ませんでした。原発という存在がいかに人間を悪魔的存在に変質させるものか、見て見ぬふりをしていた、共感共苦のこころを喪っていたと言われても仕方ありません。

伊方原発は中央構造線の活動によってできた岬にあり、東海、東南海、南海地震と巨大連動地震の発生する可能性が極めて高く、その危険が近づいていると言われています。この度の福島原発事故によって、今日の知見から日本にある全ての原発が、地震列島の上にどれほど危険な状態で設置されているか、改めて思い知らされました。我が命のみならず日本人すべてのいのちに関わる問題として、その危うさが、今回原告になった動機になっています。

日本のその後の原発裁判を方向づけたといわれる、伊方の設置許可取消訴訟判決（松山地裁）では「辛酸亦入佳境」（田中正造）の垂れ幕が出されました。二度目となるこの度の訴訟においては、日本の進路を決定づける歴史的判決を司法に期待します。そして戦後日本の、政治・社会の仕組みを形成し、支配してきたものが、経済的損得を軸に、過疎地など少数者の人権を奪うことによってしか成り立たない、差別政策の象徴であった原子力政策を問い直す司法判断を示す好機でもあります。末端である原発労働者の現場において、さらには先住民などウラン採掘の現場において、どれほど多くの被曝者を生み、社会的弱者を犠牲にしなげないで原発は成立しえないか。他者の不幸、犠牲を必要悪として認知しない限り存立し得ない存在であるか、非人道的側面が明確になったからです。

自国の富国経済のためには犠牲を当然とする思想。経済的損得を背景に、持たざるものの人権を奪う原発政策に有効な歯止めをかけうるのは、司法、行政、立法の中で、もはや司法しか残っていません。

確かにその司法すらも、政財界の利権の下僕となったかのような判決が、過去、一部を除き、これまでにあまりにも多かったと言わざるを得ません。弱者のための人権擁護の司法ではなく、強者に利する司法に傾いているのではないかとの疑問の声も、これまでの原発裁判では多く上がっていました。1992年10月の伊方原発差止め訴訟最高裁判決は、原発の安全審査と設置許可に関して、司法が国側の決定を追認していく道筋をつけたと言われていています。この時の判事の一人が原発メーカーに天下りをしていたという事実に、すっきりしないものを感じたのは私だけではないと思います。

原発推進派による科学的知見と言われるものがいかに杜撰なものであったか、各地の原発設置許可が見直されている今、どうか福島を踏まえ、公正な判断を司法に求めます。

以上